

ID: 833

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	物件移転費用等の納付命令		
法令名 根拠条項	土地収用法 第128条第3項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
【基準】 法第128条第3項の規定による。 第128条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 834

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	土地収用法 第138条第1項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
【基準】 準用する法第128条第3項の規定による。 第128条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1598

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	是正命令		
法令名 根拠条項	駐車場法 第19条		
法令番号	昭和32年法律第106号		
【基準】 法第19条の規定による。 (是正命令) 第19条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 744

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	他の工作物管理者の工事施行命令		
法令名 根拠条項	道路法 第21条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条の規定による。 (他の工作物の管理者に対する工事施行命令等)</p> <p>第21条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第31条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 745

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	工事原因者への工事施行命令		
法令名 根拠条項	道路法 第22条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条第1項の規定による。 (工事原因者に対する工事施行命令等)</p> <p>第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 746

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	道路占用料の徴収		
法令名 根拠条項	道路法 第39条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。 (占用料の徴収)</p> <p>第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1821

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	是正のための措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第39条の9		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第39条の9の規定による。 (占有物件の維持管理に関する措置) 第39条の9 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 747

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	原状回復に代る措置の指示		
法令名 根拠条項	道路法 第40条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】 法第40条の規定による。 (原状回復) 第40条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、占有物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 748

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	車両積載物の落下予防等措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第43条の2		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第43条の2の規定による。 (車両の積載物の落下の予防等の措置) 第43条の2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 749

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	工作物管理者の危険防止措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第44条第4項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】 法第44条第3項及び第4項の規定による。 (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)</p> <p>第44条</p> <p>3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 750

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	違反車両の通行中止等の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の4第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第47条の4第1項の規定による。 (車両の通行に関する措置)</p> <p>第47条の4 道路管理者は、第47条第2項の規定に違反し、若しくは同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 751

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	道路に関する必要な措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の4第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第47条の4第2項の規定による。 (車両の通行に関する措置) 第47条の4 2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第47条第4項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 752

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	道路保全立体区域内での措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条第1項及び第2項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 753

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	行為の中止、物件の除却等の命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条第4項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条第3項及び第4項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 754

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	連結料の徴収		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の7第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第48条の7の規定により、条例の定めによる。 (連結料の徴収)</p> <p>第48条の7 道路管理者は、第48条の4第2号から第4号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 755

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	違反行為の中止その他の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の12		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条の11第1項及び第48条の12に規定による。 (出入の制限等)</p> <p>第48条の11 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。</p> <p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第48条の12 道路管理者は、前条第1項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 756

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	通行の中止その他の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の16		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条の15及び第48条の16の規定による。 (通行の制限等)</p> <p>第48条の15 何人もみだりに自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両をいう。)その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。)による以外の方法により通行してはならない。</p> <p>2 何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない。</p> <p>3 何人もみだりに歩行者専用道路を車両により通行してはならない。</p> <p>4 道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。</p> <p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第48条の16 道路管理者は、前条1項から第3項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1763

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	業務運営の改善措置命令及び指定の取消し等		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の48第2項及び第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】 法第48条の48の規定による。 (監督等)</p> <p>第48条の48 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 757

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第58条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第58条第1項の規定による。 (原因者負担金) 第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 758

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第59条第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】 法第59条の規定による。 (附帯工事に要する費用)</p> <p>第59条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第32条第1項及び第3項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第35条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。</p> <p>3 道路管理者は、第1項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 759

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	工作物管理者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第60条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第60条の規定による。 (他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)</p> <p>第60条 第21条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に困り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 760

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	受益者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第61条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第61条の規定により、条例の定めによる。 (受益者負担金)</p> <p>第61条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 761

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	非常災害時の土地の収用、処分		
法令名 根拠条項	道路法 第68条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第68条第1項の規定による。 (非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 762

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	非常災害時の防ぎよ従事命令		
法令名 根拠条項	道路法 第68条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第68条第2項の規定による。 (非常災害時における土地の一時使用等) 第68条 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 763

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工作物除去命令等		
法令名 根拠条項	道路法 第71条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第71条第1項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 764

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工作物除去命令等		
法令名 根拠条項	道路法 第71条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第71条第2項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 765

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	負担金等の督促		
法令名 根拠条項	道路法 第73条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】 法第73条第1項の規定による。 (負担金等の強制徴収) 第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 767

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第39条第1項と同様に法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。 (占用料の徴収)</p> <p>第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 768

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第40条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】 準用する法第40条の規定による。 (原状回復) 第40条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、占有物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 769

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】 準用する法第44条第4項と同様に法第44条第3項及び第4項の規定による。 (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)</p> <p>第44条</p> <p>3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 770

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第48条第2項と同様に法第48条第1項及び第2項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 771

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】 準用する法第48条第4項と同様に法第48条第3項及び第4項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 772

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第71条第1項と同様に法第71条第1項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 773

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第71条第2項と同様に法第71条第2項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1341

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	改善命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	幹線道路の沿道の整備に関する法律 第13条の5第2項及び第3項		
法令番号	昭和55年法律第34号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条の5第2項及び第3項の規定による。 (監督等)</p> <p>第13条の5</p> <p>2 市町村長は、機構が第13条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第13条の2第1項の指定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 536

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	工事原因者に対する工事施行命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第18条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第18条の規定による。 (工事原因者の工事の施行等) 第18条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 537

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	洪水時等における業務従事命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第22条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条第2項の規定による。 (洪水時等における緊急措置)</p> <p>第22条 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 538

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	工作物用途廃止後の原状回復命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第31条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】			
<p>法第31条第2項の規定による。 (原状回復命令等)</p> <p>第31条 第26条第1項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 539

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	流水占用料等の徴収		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第32条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第32条第1項の規定による。 (流水占用料等の徴収等)</p> <p>第32条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。</p> <p>2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>政令第18条の規定による。 (流水占用料等の額の基準等)</p> <p>第18条 法第32条第1項の流水占用料等の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取(以下「流水の占用等」という。)の目的及び態様に応じて公正妥当なものであること。</p> <p>(2) 流水の占用等に係る公益的な事業の適正かつ合理的な運営に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(3) 発電のための流水占用料等にあつては、河川の管理に要する費用、当該流水の占用等が河川の管理に及ぼす影響、河川の使用の態様等を勘案して国土交通大臣が定める額の範囲内であること。</p> <p>2 法第32条第1項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。ただし、当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、かつ、流水占用料等の徴収を受ける者に過重な負担を課するものでないと認められる場合として条例で定める場合には、当該期間の分の流水占用料等を一括して徴収することができる。</p> <p>(2) 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は法第75条第2項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等は返還すること。</p> <p>(3) 2以上の都府県の区域にわたつて行われる水利使用については、当該都府県を統轄する都府県知事があらかじめ協議して、それぞれその徴収すべき流水占用料等の額を定めること。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 540

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	河川の従前の機能の維持の指示		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第44条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第44条の規定による。 (河川の従前の機能の維持)</p> <p>第44条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。</p> <p>2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。</p> <p>政令第24条の規定による。 (河川管理者の指示の基準)</p> <p>第24条 法第44条第2項の河川管理者の指示の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該ダムの設置に伴う上流における河床又は水位の上昇により災害が発生するおそれがある場合においては、必要に応じ、堤防の新築又は改築、低地の盛土、河床のしゅんせつ、貯水池末端附近における自然排砂を促進させるための予備放流その他これらに類する措置を行なわせること。</p> <p>(2) 前条第1号又は第2号に掲げるダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し災害が発生するおそれがある場合においては、当該ダムの設置者にサーチャージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方式により、当該増加流量を調節することができることを認められる容量を確保させること。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 541

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	ダム の 操作規程 の 変更命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第47条第4項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第47条第4項の規定による。 (ダム の 操作規程) 第47条 4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 542

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	洪水調節のための指示		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第52条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第52条の規定による。 (洪水調節のための指示)</p> <p>第52条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1652

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	改善命令及び指定の取消し		
法令名根拠条項	河川法 第100条において準用する第58条の11第2項及び第3項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第58条の11の規定による。 (監督等)</p> <p>第58条の11 河川管理者は、第58条の9各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 河川管理者は、河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 543

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	工事費用の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第67条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第67条の規定による。 (原因者負担金) 第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 544

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第68条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第68条の規定による。 (附帯工事に要する費用)</p> <p>第68条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第26条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第37条の2、第58条の13、第95条及び第99条第2項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第59条、第60条第2項前段及び第65条の2第1項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 545

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	工事費用の受益者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第70条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第70条の規定による。 (受益者負担金)</p> <p>第70条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1554

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	負担金等の督促		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第74条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第74条第1項の規定による。 (強制徴収) 第74条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等(以下これらを「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者(当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。)は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 547

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第74条第5項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第74条第5項の規定による。 第74条 5 河川管理者は、第1項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 548

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第75条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第75条第1項の規定による。 (河川管理者の監督処分)</p> <p>第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 549

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第75条第2項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第75条第2項の規定による。 (河川管理者の監督処分)</p> <p>第75条 2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。</p> <p>(2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。</p> <p>(3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。</p> <p>(4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 550

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	損失補償額の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第76条第3項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第76条の規定による。 (監督処分に伴う損失の補償等)</p> <p>第76条 河川管理者は、前条第2項第4号又は第5号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第23条若しくは第26条第1項の許可又は第23条の2の登録を受けた者が、第41条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。</p> <p>2 第22条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。</p> <p>3 河川管理者は、第1項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第2項第5号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5112

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第10条		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第10条の規定による。 (改善命令) 第10条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5113

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第11条第1項		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第11条の規定による。 (計画の認定の取消し) 第11条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。 2 第4条の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5198

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置命令		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第97条第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第97条第2項の規定による。 (報告、勧告等)</p> <p>第97条 都道府県知事又は市町村長は、組合又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律(次章を除く。以下この節において同じ。)の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5199

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	組合に対する監督処分		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第98条第3項、第4項及び第7項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第98条第3項、第4項及び第7項の規定による。 (組合に対する監督)</p> <p>第98条 都道府県知事等は、組合の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事等は、第28条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第31条第4項において準用する第28条第3項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。</p> <p>6 都道府県知事等は、第23条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第32条第3項において準用する第23条第1項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5200

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	個人施行者に対する監督処分		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第99条第1項及び第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第99条第1項及び第2項の規定による。 (個人施行者に対する監督)</p> <p>第99条 都道府県知事等は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。</p> <p>3 都道府県知事等は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによるマンション建替事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1703

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	措置命令等		
法令名根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第161条第3項、第4項及び第7項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】	<p>法第161条の規定による。 (組合に対する監督)</p> <p>第161条 都道府県知事等は、組合の実施するマンション敷地売却事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事等は、第129条において準用する第28条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第131条第4項において準用する第28条第3項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。</p> <p>6 都道府県知事等は、第126条第3項において準用する第23条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第132条第3項において準用する第23条第1項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5238

担当部署: 建設部 建設課

処分の概要	特定路外駐車場に係る基準適合命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第12条第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条第3項の規定による。 (特定路外駐車場に係る基準適合命令等)</p> <p>第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日